

## 日本からの輸出に関する制度 調味料の輸入規制、輸入手続き（ロシア）

2019年3月 ジェトロ 農林水産・食品課

本ページで定義する調味料のHSコード（ロシアではTN VENコード）

0904		コショウ属のペッパー、トウガラシ属またはピメンタ属の果実、乾燥、破碎または粉碎したもの。
		-ペッパー
0904 11	000 0	-- 破碎および粉碎のいずれもしていないもの
0904 12	000 0	-- 破碎または粉碎したもの
		- トウガラシ属またはピメンタ属の果実
0904 21		-- 乾燥したもの、破碎および粉碎のいずれもしていないもの
0904 21	100 0	---- シシトウガラシ
0904 21	900 0	---- その他
0904 22	000 0	-- 破碎または粉碎したもの

0905		バニラ豆
0905 10	000 0	- 破碎および粉碎のいずれもしていないもの
0905 20	000 0	- 破碎または粉碎したもの

906		けい皮およびシナモンツリーの花
		- 破碎および粉碎のいずれもしていないもの
0906 11	000 0	-- けい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ）
0906 19	000 0	-- その他
0906 20	000 0	- 破碎または粉碎したもの

2103		ソースまたはソース用の調製品。食品添加物または混合調味料。粉末マスタードと調製したマスタード。
2103 10	000 0	- 醤油
2103 20	000 0	- トマトケチャップおよび他の種類のトマトソース
2103 30		- 粉末マスタードおよび調製したマスタード
2103 30	100 0	-- 粉末マスタード
2103 30	900 0	-- 調製したマスタード
2103 90		- その他
2103 90	100 0	-- 液状のマンゴーチャツネ
2103 90	300 0	-- 体積パーセント濃度44.2-49.2%のアルコールと質量パーセント濃度1.5-6%のリンドウ、香辛料、他の成分、そして4-10%の砂糖でなる、0.5リットルまたはそれより少量の容器に入れられているアロマティックピターズ
2103 90	900	-- その他
2103 90	900 1	---- マヨネーズソース
2103 90	900 9	---- その他

2209		
2209 00		食酢および酢酸から得た食酢代用物
		- ワインビネガー
2209 00	110 0	-- 2リットルまたはそれ以下の容器のもの
2209 00	190 0	-- 2リットルを超える容器のもの
		- 他の種類の酢
2209 00	910 0	-- 2リットルまたはそれ以下の容器のもの
2209 00	990 0	-- 2リットルを超える容器のもの